

統計法

1. 案内情報

- ①手続名：船舶船員統計（指定統計第28号）
- ②手続根拠：統計法及び船舶船員統計調査規則
- ③手続対象者：船舶所有者（船舶調査）
船員法第1条に規定する船員を雇用する者（船員調査）
- ④提出時期：毎年7月20日まで（船舶調査）
毎年10月20日まで（船員調査）
- ⑤提出方法：調査票に記入し、各地方運輸局・各海運支局へ提出してください。
- ⑥手数料：なし
- ⑦添付書類・部数：該当調査票1部を提出してください。
- ⑧申請書様式：国土交通大臣が告示で定める様式
船舶調査票（第1号様式）
船員調査票（第2号様式、第3号様式）
- ⑨記入要領・記載例：調査票記入要領を御覧下さい。
ご不明な点がございましたら、総合政策局情報管理部交通調査統計課又は各地方運輸局・各海運支局にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- ①提出先：各地方運輸局・各海運支局
- ②受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③相談窓口：上記提出先が相談窓口となっております。

3. 手続情報

- ①審査基準：
- ②標準処理時間：
- ③不服申立方法：

(保有船舶の合計総トン数1,000トン以上の場合)

*印欄は集計機関で書き入れますので記入しないで下さい。

国土交通省

申告者の住所、氏名（名称）	運	1 外航船－旅客船	事業の種類	1 海運業－1外航労務部会・2内労協・3一洋会・4全内航・5大型カーフェリー
	航	2 外航船－貨物船		6盟外・7その他
	形	3 内航船－旅客船		2 漁 業－1遠洋まぐろ漁業・2遠洋トロール漁業・3以西底曳網漁業
		4 内航船－貨物船		4その他
	態	5 漁 船		3 その他－1官公庁・2その他
		6 その他		

区 分		隻 行 区 域				数		乗 組 船 員 数											
		航 行 区 域				漁船	計	職 員					部 員				事業員		
		平水	沿海	近海	遠洋			甲 板	機 関	無 線	その他	計	甲 板	機 関	その他	計			
200総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
200～500総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
500～700総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
700～1,000 総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
1,000～1,600 総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
1,600～2,000 総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
2,000～5,000 総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
5,000～10,000 総トン未満																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
10,000総トン以上																			
	うち女子船員																		
	うち外国人船員																		
乗 組 船 員 数 計																			
予 備 船 員 数 計						ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ					
船 員 数 合 計																			
						コ	サ	シ		ス					セ				

[illegible]

区 分	職 員				部 員	
	甲 板	機 関	無 線		甲 板	機 関
			通 信	電子通信		
一 海 士						
二 海 士						
三 海 士						
当直三海士						
四 海 士						
五 海 士						
六 海 士						
小 型						
計	コ	サ	(シ)	(シ)		

[illegible][illegible]

船 員 調 査 票〔その2〕

(保有船舶の合計総トン数1,000トン以上の場合)

国 土 交 通 省

6 船員異動状況（ 年10月1日から 年9月30日までの1年間について記入して下さい。）

(1) 採用状況

区 分			職 員				部 員			事業員
			甲 板	機 関	無 線	その他	甲 板	機 関	その他	
採 用 者 数	船 員 経験者	外 航 船 員								
		内 航 船 員								
		漁 船 船 員								
		その他の船員								
	船員未 経験者	新 規 学 卒								
		そ の 他								
計										
部 内 昇 進										
採 用 者 の 入 職 経 路	学 校 紹 介									
	船 員 職 業 安 定 所									
	縁 故									
	広 告 ・ 放 送 等									
	直 接 紹 介									
	他 社 か ら の 派 遣									
	そ の 他									
	計									

区 分			船 員 経 験 者					船 員 未 経 験 者									
								新 規 学 卒 者					そ の 他				
			甲 板	機 関	無 線	その他	計	甲 板	機 関	無 線	その他	計	甲 板	機 関	無 線	その他	計
採用者の出身	職業系	商 船 大 学															
		商 船 高 専															
		水 産 大 学															
		水 産 高 校															
		海技大学校	本 科														
			海 技 士 科														
			講 習 科														
		電 気 通 信 大 学															
		電 波 工 業 高 専															
		海員学校	本 科														
			専 修 科														
			乗 船 実 習 科														
		海 上 保 安 大 学 校															
		講 習 会 そ の 他															
	計																
学校系	海員学校	本 科															
		専 修 科															
		司 ち ゅ う ・ 事 務 科															
		補 導 科															
	高校	水 産															
		そ の 他															
	中 学 校																
	そ の 他																
	計																
	事 業 員																

(2) 退職状況

区 分		職 員				部 員			事業員
		甲 板	機 関	無 線	その他	甲 板	機 関	その他	
定 年									
死 亡 ・ 障 害									
自（在社期間） 己（在社期間） 都合	1 年未満								
	3 年未満								
	3 年以上								
そ（在社期間） の（在社期間） 他	1 年未満								
	3 年未満								
	3 年以上								
計									

船 員 調 査 票

(保有船舶の合計総トン数1,000トン未満の場合)

国土交通省

第3号様式(第8条関係) 指定統計第28号船舶船員統計調査

申告者の住所、氏名(名称)	運 航 形 態	1 外航船—旅客船	事 業 の 種 類	1 海運業—内労協・一洋会・全内航・盟外・その他
		2 外航船—貨物船		2 漁 業—遠洋まぐろ漁業・遠洋トロール漁業・
		3 内航船—旅客船		以西底曳網漁業・その他
		4 内航船—貨物船		3 その他—官公庁・その他
		5 漁 船		
		6 その他		

1. 船舶の隻数及び船員数

区 分	隻 数	乗 組 船 員 数		
		職 員	部 員	事業員
200総トン未満				
うち女子船員				
うち外国人船員				
200～500総トン未満				
うち女子船員				
うち外国人船員				
500～700総トン未満				
うち女子船員				
うち外国人船員				
700～1,000総トン未満				
うち女子船員				
うち外国人船員				
乗組船員数計				
うち女子船員				
うち外国人船員				
予備船員数				
うち女子船員				
うち外国人船員				
船員数合計		☆		

2. 海技免状受有者数(予備船員も含みます。)

区 分	職 員				部 員	
	甲 板	機 関	線		計	甲 板
			無 通 信	電 子 通 信		
一 海 士						
二 海 士						
三 海 士						
当直三海士						
四 海 士						
五 海 士						
六 海 士						
小 型						
計					☆	

(注) 1. の☆と2. の☆は一致します。